

四日市市上下水道局告示第 1 1 号

ディスポーザキッチン排水処理システムの設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

ディスポーザキッチン排水処理システムの設置要綱の一部を改正する要綱
ディスポーザキッチン排水処理システムの設置要綱（平成 1 7 年四日市市上下水道局告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 857 791 949"><u>ディスポーザ排水処理システムの設置要綱</u></p> <p data-bbox="252 974 347 1010">（目的）</p> <p data-bbox="204 1034 818 1541">第 1 条 この要綱は、四日市市公共下水道条例（昭和 3 4 年四日市市条例第 8 号。）第 5 条第 2 項第 5 号に定める、<u>ディスポーザ部、排水配管部及び排水処理部</u>から構成される<u>ディスポーザ排水処理システム</u>（以下「システム」という。）を四日市市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認定するために、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p data-bbox="938 857 1436 949"><u>ディスポーザキッチン排水処理システムの設置要綱</u></p> <p data-bbox="896 974 992 1010">（目的）</p> <p data-bbox="849 1034 1463 1601">第 1 条 この要綱は、四日市市公共下水道条例（昭和 3 4 年四日市市条例第 8 号。<u>以下「条例」という。</u>）第 5 条第 2 項第 5 号に定める、<u>ディスポーザ排水処理槽</u>から構成される<u>ディスポーザキッチン排水処理システム</u>（以下「システム」という。）を四日市市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認定するために、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="880 1626 1104 1662"><u>（用語の定義）</u></p> <p data-bbox="849 1686 1463 1839">第 2 条 <u>この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="880 1863 1463 2016">(1) <u>大臣認定</u> 平成 1 0 年法律第 1 0 0 号による改正前の建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 3 8 条の規</p>

定によるものと同等以上の効力があると認められた建設大臣の認定をいう。

(2) システム性能基準（案） 社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）をいう。

(3) 適合評価書 システム性能基準（案）に規定するシステムが基準適合性を有するものであることを記載した評価書をいう。

（評価機関）

第3条 条例第5条第2項第5号エに規定する管理者が別に認められた評価機関（以下「認定評価機関」という。）は、システム性能基準（案）に規定する機関とする。

（認定）

第4条 管理者は、大臣認定を受けたシステム又は認定評価機関により適合評価書が発行されたシステムを、公共下水道に接続可能なディスポーザとして認定する。

（認定）

第2条 管理者は、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の製品認証を受けたシステムを、公共下水道に接続可能なディスポーザとして認定する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部生活排水課）